庇護の近代

――ハンナ・アーレント「国民国家の没落と人権の終焉」の考察から――

東京大学大学院 安齋耀太

1. 問いの設定

本報告では、庇護(英 asylum, 独 Asyl, 仏 asile)という概念が近代においてもつ特異性を考察するための論点を示す。庇護という概念は、今では「難民の地位に関する条約」(1951 年採択)、「欧州連合基本権憲章」(2000 年公布)等にその文言を見ることができ、ある種の権利として法学的な議論の対象にもなっている。だが、その一方で、時代を遡れば、庇護という概念はギリシア語の ἄσυλον に起源をもち、古代から用いられ続けてきたものでもある。では、庇護という概念の近代的特質はどこにあるのだろうか。この問いに答えるための方針を本報告で示す。

2. ハンナ・アーレントの主張

「庇護概念の近代における特異性とは何か?」という問いに、ハンナ・アーレントが 20 世紀半ばの時点で回答を出している。それは論考「国民国家の没落と人権の終焉」においてであり、この論考は、1951年(英語版)および 1955年(ドイツ語版)に刊行された『全体主義の起源』の第2巻「帝国主義」のなかに、第5章(最終章)として収められている。

本報告の問題設定に照らして重要なのは以下の主張である。①庇護は、国民国家に組織された世界において、権利ではなく慣習と伝統に基づいた単なる寛容になっている。ただし 19 世紀以降 20 世紀の初めまで、細々と生き続けた。②国民国家のもとで、庇護はその前提を否定され、崩壊している。庇護の崩壊は、第一次世界大戦後の無国籍者の登場によって証明された。

3. 検証

だが、20世紀後半の事象をも踏まえるならば、主張①②は次の点から反省されるべきである。 20世紀の半ば以降、様々なところで庇護の法的規定が為されている。例えば、ドイツ基本法の 第16条(1949年~1993年)および16a条(1993年~)、「難民の地位に関する条約」(1951年採択)、「欧州連合基本権憲章」(2000年公布)等を挙げることができる。この背景には、国際社会における難民問題の前景化がある。

20世紀の半ば以降に庇護の法的規定が為されてきた事実は、主張①②に対応して次のことを示している。まず、20世紀後半には、庇護は単なる寛容ではなく権利として認められ、国際社会のなかで法制度として顕在化している(①に対応)。次に、庇護は、単なる(国民)国家の問題ではなく、欧州連合・国際連合等の超国家的体制をも含めた重層的秩序のなかに置かれている(②)。

4. 結論

したがって、庇護概念が近代においてもつ特異性を考察するための論点として以下のものが挙 げられる。①権利と寛容という区別を踏まえたうえで、20世紀後半には庇護が権利として再浮上 してきた点に注目すること。②国民国家との対立関係を踏まえたうえで、庇護を重層的秩序のな かで捉えること。

文献

Arendt, Hannah, 1951, The Origins of Totalitarianism, Harcourt, Orlando

1955, Elemente und Ursprünge totaler Herrschaft, Europäischen
Verlagsanstalt, Frankfurt am Main